

富士山火山防災対策協議会降灰対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 富士山火山防災対策協議会（以下、「協議会」という。）において、協議会降灰対策作業部会（以下、「作業部会」という。）が検討した降灰対策に関し、専門的かつ技術的な観点から詳細な検討を行うため、降灰対策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について専門的かつ技術的な観点から詳細な検討を行う。

- (1) 富士山降灰対策に関する事項
- (2) 富士山降灰対策の指針等の策定及び改訂に関する事項
- (3) その他、富士山降灰対策推進に必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員及び作業部会構成員で構成する。

- 2 検討委員会には、委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 3 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は検討委員会を代表する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故等の事由があるときはその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(オブザーバー)

第5条 委員長は必要に応じ、協議会構成員機関の職員や関係者をオブザーバーとして出席させることができる。

- 2 オブザーバーは会議で意見を述べることができる。

(旅費・報酬)

第6条 委員の旅費及び報酬は、協議会会長の所属機関規程に基づき支払う。

(庶務)

第 7 条 検討委員会の庶務は、作業部会と同様に行う。

(補則)

第 8 条 本要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附 則 本要綱は、令和 8 年 7 月 17 日から施行する。

富士山火山防災対策協議会降灰対策検討委員名簿

別表

所属	役職	氏名
静岡大学	客員教授	小山 真人
常葉大学	名誉教授	重川 希志依
日本大学	教授	秦 康範
東京大学	教授	廣井 悠
山梨県富士山科学研究所	所長	藤井 敏嗣

※氏名は五十音順に記載